

2022年3月22日

子どもの貧困解決に向けた教育支援に関する提言

全国子どもの貧困・教育支援団体協議会

生活困窮世帯の子どもたちは生活体験の乏しさや学習の遅れ等の要因から、不登校・中途退学等、学校生活への不適応を発生しやすく、社会とのつながりも弱くなり、さらに困窮化が拡大しています。コロナ禍はその状況に拍車・追い打ちをかけ、教育格差をさらに押し広げています。

特に、家庭内で被虐待の体験がある子ども、ヤングケアラーや家族を失った子ども、外国にルーツをもち日本語の習得支援が必要な子ども等、地域の中で孤立傾向にある者は学校生活に適応できずに困窮状況がさらに悪化している実態があります。

こうした多様な困難を抱えた子ども・家庭をささえ、家庭の貧富に関わりなく子ども達が自分自身の人生を歩んでいくためには、学習面のサポートに留まらず、子どもと地域社会とのつながりを取り戻し、子どもを包括的に支えていく取組が必要です。そのためには、学校とも連携し、官民総がかりで地域づくりと支援の担い手づくりに取り組んでいくことが重要です。

「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」は、すべての子どもたちが生まれた環境に左右されることなく、同じスタートラインに立つことができ、夢や希望を持てる社会の実現を目指します。我々は、生活困窮者自立支援法の改正検討に際し、子ども達に必要な学習・生活支援活動が展開されていくことを希求し、以下の事項を提案致します。

1. 地方部への財政支援による学習生活支援の地理的偏在の是正
2. 支援メニューの拡大（コロナ禍のニューノーマルへの対応等）
3. 地域づくりと支援の担い手づくり

1. 地方部への財政支援による学習生活支援拠点の地理的偏在の是正

- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業の実施数は年々増加しているものの、令和2年度の実施割合は約64%に留まります。
- 任意事業であることや、補助率が1/2であって費用負担が大きいことから実施が進んでいない地域もあることが実情です。特に、地方部では、実施していない自治体の最大の理由が財源負担です。
- 子ども達がどこに住んでいても必要な支援を、地方部への展開に向けた国の強力な支援が必要です。
- 学習・生活支援事業が全国に広まり、生困法の趣旨通りに教育支援を必要とする子どもすべてが支援を受けることができるよう、以下の事項を提案します。
 - ◇ 学習・生活支援事業を**必須事業化**する
 - ◇ **学習・生活支援事業の補助率を10/10に拡充**し、コロナによる財政危機の中財政力の乏しい自治体でも着手可能な財政支援を行う
 - ◇ へき地・過疎地域の子どもの支援強化（交通費支給、オンライン対応など）

2. 支援メニューの拡大（コロナ禍のニューノーマルへの対応等）

- コロナ禍は多くの世帯の生活を困窮させ、特に多様な困難にある子ども達に直撃しました。例えば、東京大学教育学研究科の調査（R4.1.14）によると、シングルマザー世帯（非大卒）の生活が「苦しくなった」とした回答が60%であり、両親とも大卒世帯である世帯の20%という割合を大きく上回っています。
- 経済的な困窮のみならず、多様な困難を抱える子ども達を支援していくためには、学習・生活支援を実施している拠点を、学力支援のみならず、子どもたちを総合的に支援するための地域拠点として活用していく必要があります。そのために、以下の支援メニューの拡充を求めます。
 - ◇ アウトリーチ・相談
 - ◇ 食料支援・食事支援
 - ◇ 外国ルーツの子ども支援
 - ◇ 孤立する子ども・家庭への支援のための地域の居場所を兼ねた拠点づくり
- コロナ禍はまた、子ども達から物事に直に触れ、体験する機会を多く奪いました。学校のオンライン学習が普及する中で、家庭のネット環境の格差が子どもたちの学習機会の差につながっています。
- 体験学習の充実やオンライン学習・ICT環境整備の支援など、子ども達のニューノーマルに対応した、支援メニューの拡充が必要です。
 - ◇ 文化・スポーツ・体験活動等を含めた多様な学びの機会の提供
 - ◇ 高校生を含めた、オンライン学習・ICT環境整備の支援
 - Wi-Fiの貸与・補助
 - スマホでは模試や課題の遂行が困難な学習活動があることも鑑み、PCやタブレットの貸与・配布・補助
 - 学習・生活支援事業でもPCやタブレットを活用できるようにすること 等

3. 地域づくりと支援の担い手づくり

- 子ども達の多様な困難に対する包括的な支援を実現するためには、教育・福祉の両面から、官民や機関の種類を超えて、対処していく必要があります。
- そのためには、地域の自治会や民生委員、地方議員、学校、保育園などすべての住民のネットワークで生きづらさを抱えるこども・若者を支援する仕組み（ローカルコモンズ）を作っていく必要があります。
- 具体的には、以下の取組が必要です。
 - ◇ 福祉部局と教育委員会の連携を強化
 - 必要な子どもに学習・生活支援拠点が活用されるよう、学校内での周知等の連携
 - 学習・生活支援拠点に繋がった子どもの状況に関する学校との個人情報のやり取りを含む連携強化の促進
 - 学習生活支援実施団体の地域の「要対協」などへの参加を促す

- ◇ **学習・生活支援事業内容として、民間に委託する際、多様な困難への対処や自治体や地域団体と連携した「地域づくり」の取組を必須化する**
 - 地域づくりの取組例：子どもに学習・生活支援拠点が活用される（認知される）ように学校内での周知連携を行うこと、地域で活動している他の子ども・家庭支援団体との連携、地域ボランティアの参画に向けた研修等
- ◇ **自治体から委託する際、単年度ではなく複数年（最低3年間）の契約とし、単に低価格であることをもって選定することなく、学力向上以外の側面（地域での活動体験・アウトリーチ・多様な困難への対処・地域づくり・多様な学びの機会の創出）を含めて多面的に計画や実績を評価することを推奨する**
- 更に、子ども達の多様な困難に対する包括的な支援を持続可能に実施していくため、学習支援活動に関わる人材の育成・確保に向けた各種の取り組みを推進していく必要があります。
 - ◇ 子どもの貧困領域や教育支援における専門性を持つ人材の育成・連携の促進
 - **全国研修の実施**（制度や動向のアップデート、機関・団体を越えた連携の促進、新規着手や後発の自治体・団体が先行例を学ぶ機会）
 - **地方ブロック研修**（OJTを含む支援人材の育成のための合同研修）
 - 生活・学習支援団体の自主的な研修の推進（オンライン研修の受講費補助や、視察の受入費用・旅費等の措置等）
 - 子ども・若者支援人材育成支援センターの設置
 - ◇ 学校管理職・教員向けの研修において、「学習・生活支援事業」の存在や意味、スクールソーシャルワーク・学習生活支援事業等の地域資源の活用に向けた丁寧な周知の実施
 - ◇ 子ども関連資格取得のための研修機会として活用
 - 子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの指定研修への「学習・生活支援」活動の組み入れ・単位の認定
 - 教員養成カリキュラムへの学習生活支援活動の組み入れ・履修単位の認定
 - ◇ その他支援人材確保の取組
 - 自治体のまちづくり担当部局・教育委員会等と教育支援団体の連携により多様な人材のボランティアの参加を促進
 - 国による奨励制度を創設し、企業からの継続的な人的支援（出向等）の促進

以上